

沼田クリニック 運営規程

〔指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション〕

(事業の目的)

第1条 社会医療法人輝城会が運営する沼田クリニック（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所リハビリテーション等の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 沼田クリニック
- 二 所在地 群馬県沼田市栄町61番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1名以上
- 二 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・介護職員

利用者の数が10人までは、その提供を行う時間帯を通じて1名以上、利用者の数が10を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上（専らリハビリテーションの提供にあたる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は利用者100人又はその端数を増すごとに1名以上）

従業者は、指定通所リハビリテーション等の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1単位目は祝日及び12月30日から1月3日までを除く。2単位目は12月30日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 1単位目は午前8時15分から午後5時15分まで、2単位目は午前8時00分から午後5時00分までとする。
- 三 サービス提供時間 1単位目：①午前8時40分から午前10時40分まで
②午前10時50分から午後0時50分まで
③午後2時10分から午後4時10分まで
2単位目：午前9時00分から午後3時40分まで

(利用定員)

第6条 事業所の最大利用定員は、計45名とする。(各サービス提供時間毎)
(1単位目：16名、2単位目：29名)

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第7条 指定通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- 一 機能訓練、運動指導
- 二 日常生活動作訓練
- 三 活動・参加の推進
- 四 動作介助・介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 認知機能の維持向上訓練
- 八 食事の提供 など

(利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合による額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円を徴収する。
- 二 食事の提供に要する費用(食事代、おやつ代)として530円を徴収する。なお、食事のみの場合は480円、おやつのみ場合は40円とする。
- 三 その他指定通所リハビリテーション等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を徴収する。
- 四 利用予定日の営業開始時間までに利用中止の申し出がなかった場合のキャンセル料は、当日の利用料金(自己負担相当額)とする。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して説明した上で、支払いに対する同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、高山村、渋川市(旧子持村、旧赤城村)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者及びその家族は、指定通所リハビリテーション等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- 二 利用中止等の連絡は、利用予定当日の午前8時までに申し出ること
- 三 機能訓練室及び設備等を利用する際には、従業者が指示する事項を遵守し、事故防止に協力すること
- 四 けんか・口論、暴言・暴力等、他の利用者や職員に迷惑をかけないこと
- 五 金銭や貴重品類を持ち込まないこと（持ち込んだ際は、利用者自らが管理）
- 六 危険物を持ち込まないこと
- 七 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること
- 八 その他悪質な行為等があった際は、利用を中止する場合もある。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、指定通所リハビリテーション等を実施中に、利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 利用者の保健衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（身体拘束等の原則禁止）

第15条 従業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録することとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - 二 成年後見制度の利用支援
 - 三 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - 五 虐待防止委員会の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理等）

第17条 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情等を受けた場合には、その内容等について記録しなければならない。
- 3 事業所は、提供したサービスに対する利用者からの苦情等に関して、保険者又は国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第18条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に

応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 事業所は、適正な指定通所リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。また、従業者からの相談に対応する担当者をあらかじめ定め、相談に対応するための窓口を設置し従業者に広く周知するものとする。
- 3 事業所は、指定通所リハビリテーション等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。(2単位目営業日変更)

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。(第16条 条文内容変更)

この規程は、令和 6年12月 1日から施行する。(条文内容追加・変更)